さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱の運用基準

（平成１９年４月１日施行）

さいたま市水道局が締結する工事請負等の契約に係る入札参加停止の措置については、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年５月１日設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づき講じられてきたところであるが、入札参加停止措置の運用については、入札参加停止要綱に定めるほか、下記のとおり運用するものとする。

記

１　入札参加停止要綱第２条関係

（１）　入札参加停止の期間中の有資格業者について、別件により再度入札参加停止を行う場合の始期は、再度入札参加停止の措置を決定したときとする。この場合において、入札参加停止の通知をするときは別途行うものとする。

（２）　有資格業者から入札参加停止を受ける原因となった部門を合併、営業譲渡等により譲り受けた有資格業者についても、入札参加停止の措置を行うものとする。

（３）　入札参加停止中の有資格業者から、入札参加停止を受ける原因となった部門を合併や営業譲渡等により譲り受けた有資格業者については、既に受けている入札参加停止の期間を引き継ぐものとする。

２　入札参加停止要綱第３条関係

（１）　第３項の規定に基づく共同企業体の入札参加停止は、入札参加停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって、新たな指名が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。

（２）　第３項の規定に基づく共同企業体の入札参加停止は、共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく入札参加停止については、第４条第２項に基づく措置（以下「期間の加算措置」という。）の対象としないものとする。

３　入札参加停止要綱第４条第２項関係

（１）　有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実があった場合又は行為が行われた場合が、当初の入札参加停止を行う前のものであるときは、期間の加算措置の対象としないものとする。

（２）　下請負人又は共同企業体の構成員が期間の加算措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の入札参加停止の期間を超えてその入札参加停止の期間を定めることができるものとする。

４　入札参加停止要綱第５条関係

（１）　第２号及び第３号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

（２）　「他の公共機関の職員」（第３号及び別表第２第２号関係）とは、刑法（明治４０年法律第４５号）第７条第１項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。

５　入札参加停止要綱第７条関係

要綱第７条に規定する「やむを得ない理由」がある場合とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、入札参加停止の期間中契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合とする。

（１） 契約の履行内容が特許等特別な技術を必要とするものであり、入札参加停止の期間中の者しか契約の相手方がいない場合

（２） 契約の履行内容が現に履行期間中にある契約の履行内容と直接関連するものであり、他の者に履行させることが著しく不利となる場合

（３） 契約の履行内容が緊急の必要性があり入札参加停止の期間中の者しか契約の目的を達成することができない場合

６　入札参加停止要綱別表第１関係

（１） 低入札価格調査を行った工事において別表第１第２号の措置要件に該当した場合の入札参加停止の期間は、少なくとも３月とする。

（２） 一般工事等における過失による粗雑工事（第３号関係）について、契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

（３） 水道局発注工事等の施工等に当たり、契約に違反した場合（第４号関係）とは、例として次のような場合などがある。

ア　さいたま市水道局建設工事請負契約基準約款（平成１８年２月２０日設定）等に規定されている、工事施工に必要な報告を怠った場合等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

イ　入札参加停止中の有資格業者を下請負人として使用した場合

（４） 公衆損害事故又は工事関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、入札参加停止を行わないこと。（第５号から第８号まで関係）

ア　作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

イ　第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

（５） 「当該事故が重大であると認められるとき」（第６号関係）とは、火災、ガス爆発、水道管の破裂、電線の切断等により、復旧までに半日以上要した場合又は概ね１００世帯以上に影響を及ぼした場合とする。

（６） 水道局発注工事等における事故（第５号及び第７号関係）について、安全管理の措置が不適当であると認められるのは、原則としてアの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。

ア　工事等担当所管課が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は水道局の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

イ　当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

（７） 一般工事等における事故（第６号及び第８号関係）について、安全管理の措置が不適当であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等

が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

7　入札参加停止要綱別表第２関係

（1）「代表権を有すると認めるべき肩書」（第１号関係）とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

（2） 独占禁止法第３条及び第１９条に違反した場合（第３号関係）は、次のアからオまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに入札参加停止を行うものとする。

ア　排除措置命令

イ　課徴金納付命令（第１９条の違反を除く。）

ウ　刑事告発

エ　有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

オ　違反行為を認定し公表したとき。

（3） 独占禁止法第８条第１号に違反した場合（第３号関係）は、課徴金納付命令又は違反行為の認定を公表されたことを知った後、速やかに入札参加停止を行うものとする。

（4） 独占禁止法違反行為（第３号関係）について、公正取引委員会が刑事告発を行った場合は、別表第２第３号に規定する期間に入札参加停止の期間を加算するものとする。

（5） 別表第２第３号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の２分の１の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第２第３号に規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱第４条第３項の規定を適用するものとする。

（6） 「業務」（第６号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること。

（7） 業務に関する「不正又は不誠実な行為」（第６号関係）とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア　有資格業者、代表役員等、一般役員等又は使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ　水道局発注工事等に関して、落札決定後の辞退、有資格業者の過失による入札手続きの大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

ウ　第７号関係の「拘禁刑以上の刑」とは、拘禁刑、死刑をいう。

（8） 報告義務違反（第８号関係）について、水道局への報告義務に違反し契約の相手方として不適当であると認められるのは、さいたま市水道局建設工事請負契約に関する留意事項（平成１９年４月１日設定）に規定する報告及び届出を行わなかった場合とする。

（9） 度重なる警告（第１０号関係）について、第９号関係で入札参加停止をした場合は、第１０号関係の回数には含めないものとする。

附　則

この基準は、令和７年６月１日から施行する。